

第 1 3 7 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 小学校の部足立区立千寿小学校の項中「千住緑町一丁目 4 番 1 6 号」を「千住宮元町 6 番 1 号」に改め、同表の 2 中学校の部同江北桜中学校の項中「江北五丁目 1 4 番 1 号」を「江北一丁目 1 7 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

千寿小学校及び江北桜中学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。